

宇部市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十七号

(趣旨)

第一条 この規程は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）第十二条に規定する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び法第十九条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務の内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の指名)

第二条 布設工事監督者は、宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に關する条例（平成二十四年条例第三十五号。以下「条例」という。）第三条に規定する資格を有する者のうちから、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指名する。

(布設工事監督者の職務)

第三条 布設工事監督者は条例第二条に規定する水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う。

(技術管理者の任命)

第四条 技術管理者は、条例第四条に規定する資格を有する者のうちから、管理者が任命する。

(技術管理者の職務)

第五条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。

一 水道施設が法第五条に規定する施設基準に適合しているかどうかの検査（法第二十二條の第二項に規定する点検を含む。）に關すること。

二 法第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査に關すること。

三 給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に關すること。

四 法第二十条第一項の規定による水質検査に關すること。

五 法第二十一条第一項の規定による健康診断に關すること。

六 法第二十二条の規定による衛生上の措置に關すること。

七 法第二十二条の三第一項の台帳の作成に關すること。

八 法第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止に關すること。

九 法第三十七条前段の規定による給水停止に關すること。

十 前各号に掲げるもののほか、水道の管理における技術上の事項に關すること。
2 技術管理者は、前項第一号から第六号に規定する検査その他の措置を行ったときは、管理者に対して報告しなければならない。

3 技術管理者は、前項第七号又は第八号に規定する措置を行うときは、事前に管理者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合であつて、事前に通知を行うことができないときは、措置後、直ちに管理者へ報告しなければならない。

(水道技術管理補助者の設置等)

第六条 技術管理者の職務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「技術管理補助者」

という。)を置く。

- 2 技術管理補助者は、別に定める課長をもって充てる。
- 3 技術管理補助者の職務は、別に定める。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
(宇部市上下水道局布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局布設工事監督者及び水道技術管理者の職務に関する規程(平成三十年管理規程第十四号)は、廃止する。